

## IFRIC Update 2020年1月

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。

委員会は、2020年1月21日に会合し、下記の項目について議論した。

### 委員会のアジェンダ決定

- リースの定義 — 意思決定権（IFRS 第16号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2-2A

### その他の事項

- 委員会の仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー3

### 関連情報

今後の IFRS 解釈指針委員会の  
会議日程：

2020年3月3-4日

[解釈指針委員会の未確定項目](#)

## 委員会のアジェンダ決定

アジェンダ決定の公表のプロセスは、しばしば、それ以外では利用可能でなくそれ以外で入手することが合理的に予想できなかった新しい情報を提供する説明資料をもたらすことがある。このため、企業は、アジェンダ決定の結果として会計方針を変更する必要があると判断する場合がある。審議会は、企業はその判断を行い変更を適用するための十分な時間を与えられるであろうと予想している（例えば、企業は、変更を適用するために、新しい情報を入手したりシステムを修正したりすることが必要となる場合がある）。

委員会は、以下の事項について議論し、基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

### **リースの定義 — 意思決定権（IFRS 第16号「リース」） — アジェンダ・ペーパー2-2A**

委員会は、ある契約の5年の期間全体にわたり顧客が船舶の使用を指図する権利を有しているかどうかに関して要望を受けた。この要望書に記載された事実パターンでは、

- IFRS 第16号のB13項からB20項を適用すると、特定された資産（船舶）がある。
- IFRS 第16号のB21項からB23項を適用すると、顧客は5年の使用期間全体にわたり船舶の使用からの経済的便益のほとんどすべてを獲得する権利を有している。
- 船舶の使用方法及び使用目的に関する関連性のある決定の多く（全部ではないが）は、契約において事前に決定されている。顧客は、使用期間全体にわたる船舶の使用方法及び使用目的に関する残りの決定を行う権利を有している。要望書に記載された事実パターンにおいて、顧客はこの意思決定権は船舶の使用から得られる経済的便益に影響を与えるので関連性があると判断している。
- 供給業者は、使用期間全体にわたり船舶を運用し維持管理を行う。

### **資産の使用を指図する権利**

IFRS 第16号のB24項は、どのような場合に顧客が使用期間全体にわたり特定された資産の使用を指図する権利を有するのかを定めている。B24項(b)は、資産の使用方法及び使用目的に関する関連性のある決定が

事前に決定されている場合にのみ適用される。審議会は、IFRS 第 16 号の BC121 項で、「資産の使用方法及び使用目的に関する決定が事前に決定されるケースは比較的少ないと予想している」と述べた。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、船舶の使用方法及び使用目的に関する関連性のある決定のすべてが事前に決定されているわけではないので、顧客は、船舶の使用を指図する権利を有しているかどうかを評価するにあたり IFRS 第 16 号の B24 項(a)を考慮すると考えた。

#### **特定された資産の使用方法及び使用目的を指図する権利**

B24 項(a)は、顧客が「使用期間全体にわたり資産の使用方法及び使用目的を指図する権利（B25 項から B30 項に記述）」を有している場合には、顧客は使用期間全体にわたり特定された資産の使用を指図する権利を有すると定めている。

契約において定められた使用权の範囲内で、資産の使用方法及び使用目的を指図する権利を有するためには、顧客は、使用期間全体にわたる資産の使用方法及び使用目的を変更することができなければならない（B25 項）。これに当てはまるかどうかを評価するにあたり、企業は使用期間全体にわたる資産の使用方法及び使用目的の変更にも最も関連性のある意思決定権を考慮する。意思決定権は、使用から得られる経済的便益に影響を与える場合には、関連性がある（B25 項）。企業は、B24 項(b)(ii)の条件が存在する場合を除き、使用期間の前に事前に決定されている決定は考慮しない（B29 項）。

B26 項は、状況に応じて、資産の使用方法及び使用目的を変更する権利を与える意思決定権の例を含んでいる。資産の稼働又は維持管理に限定された権利は、資産の使用方法及び使用目的を変更する権利を与えるものではない（B27 項）。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、顧客は使用期間全体にわたり船舶の使用方法及び使用目的を指図する権利を有すると考えた。顧客は、使用期間中の船舶の使用に関して、当該使用から得られる経済的便益に影響を与える決定を行う権利を有している。したがって、契約において定められた使用权の範囲内で、顧客は資産の使用方法及び使用目的を変更できる。船舶の使用方法及び使用目的に関する関連性のある多くの決定が契約において事前決定されていることにより、顧客の使用权の範囲が定められる。その範囲内で、顧客は資産の使用方法及び使用目的の変更にも最も関連性のある決定を行う権利を有している。

委員会はまた、船舶の運航及び維持管理は船舶の効率的な使用に不可欠であるが、この点における供給業者の決定は、船舶の使用方法及び使用目的を指図する権利を供給業者に与えるものではないと考えた。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、顧客は船舶の使用を使用期間全体にわたり指図する権利を有していると結論を下した。したがって、当該契約はリースを含んでいる。

委員会は、IFRS 第 16 号の諸原則及び要求事項は、要望書に記載された契約がリースを含んでいるかどうかを企業が判定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

### その他の事項

#### **仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー3**

委員会は、2020年1月の会議で議論しなかった事項の現状についてのアップデートを提供する報告書を受け取った。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB 及び IFRS 財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.  
コピーライト © IFRIC *Update* は各 IFRS 解釈指針委員会会議の後に IFRS 財団により公表されるものである。  
ISSN 1477-206X